

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は6月17日、東京都、大阪府など9都道府県に発出していた緊急事態宣言を6月20日をもって解除し、6月21日から7月11日までの間、東京都、大阪府など10都道府県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域と決定した。都知事は翌18日、23区および檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町を区域として都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請した。

区は、国および都の方針を受けて、6月21日から7月11日までの間、以下のとおり対応する。7月12日以降の対応は、別途決定する。

1 基本的な考え方

- (1) 区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には営業時間の短縮をお願いする。特に、酒類を提供する飲食店の営業時間は午後8時まで、酒類の提供は午後7時までとして頂く。また、カラオケ設備を提供する飲食店等には、設備の利用自粛をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

- (1) 区立小中学校、区立幼稚園は、運営を継続する。
- (2) ぴよぴよ（子育ての広場）、児童館は、運営を継続する。
- (3) 保育所等保育施設、練馬こども園、学童クラブは、運営を継続する。

【高齢者・障害者の施設】

- (1) 敬老館、はつらつセンターは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (2) デイサービスセンター、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、運営を継続する。

【その他の区立施設】

- (1) 図書館、美術館、ふるさと文化館は、入場整理を実施して開館する。
- (2) 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、生涯学習センターホールは、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、利用人員を定員の50%とする。
- (3) 野球場、運動場、庭球場および体育館・プールは、開場時間を午後9時までとする。

- (4) 会議室等集会施設（地区区民館、地域集会所等）は、利用人員を定員の100%とし、開館時間は午後9時までとする。
- (5) 少年自然の家は、引き続き休館する。

【イベント・事業】

- (1) 区が主催するイベント・事業は、定員を上限5,000人とし、開催時間は午後9時までとする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される場合は、定員の50%以内とする。

【その他共通事項】

- (1) 飲食を目的とした利用、カラオケおよび入浴は、引き続き禁止する。
- (2) 感染リスクが高いと考えられる、合唱を行う利用者に対しては、感染防止の注意喚起を徹底する。

3 区民の皆様へのお願い

日中も含めた不要不急の外出は控えて頂くようお願いいたします。混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動は、控えて頂くようお願いいたします。特に、飲食店等で飲酒する場合は、同一グループ2人以内、90分以内とし、感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、控えて頂くようお願いいたします。通院や買い物など、必要な外出も短時間にしてください。

路上・公園等における集団での飲酒は、控えてください。

感染対策の基本である、マスクの着用・手洗い・換気の徹底、3密の回避を引き続きお願いいたします。

4 区内事業者へのお願い

飲食店等は、営業時間の短縮をお願いいたします。特に、酒類を提供する飲食店の営業時間は午後8時まで、酒類の提供は午後7時までとし、アクリル板等の設置や手指消毒、換気の徹底など、国・都の定める感染症対策を講じ、入店人数、滞在時間を遵守してください。また、カラオケ設備を提供する飲食店等には、設備の利用自粛をお願いいたします。

営業に当たっては、業種別ガイドラインを遵守してください。

5 練馬区方針の取扱い

- (1) この方針に記載のない事項で、国・都の方針が発出されているものは、それによることとする。
- (2) この方針は、国・都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行う。